

公 告

下記の業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり行う。

平成 28 年 8 月 19 日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 原田 英之



記

1 業務概要

(1) 業務名

平成 28 年度 第 18 号 はり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術療養費支給申請書
内容点検業務

(2) 業務目的

療養費支給申請書の内容点検や、被保険者への受診内容の照会及び療養費の正しい知識
の普及・啓発を通して、療養費の適正化を図ること。

(3) 契約期間

平成 28 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
「地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約」

(4) 契約限度額

本業務の契約上限額は、12,150,000 円（税込）とする。

(5) 業務内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

(6) 担当

〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町 59 番地の 7 ニッセイ静岡駅前ビル 3 階
静岡県後期高齢者医療広域連合 医療給付室
TEL：054-270-5530 FAX：054-272-3312
E-mail：jimukyoku@shizuoka-ki.jp

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。同一人が代表者（受任者含む。）となっている法人等が、本件プロポーザルに同時に参加していないこと。
- (5) 地方公共団体において入札参加資格を有している者であること。
- (6) 過去3年間の間に、他の地方公共団体と業務内容及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの仕様が認定されており、かつ個人情報の保護について適正に管理されていると認められること。

3 スケジュール

○仕様書等の配布	平成28年8月19日（金）
○参加表明書等の提出期限	平成28年8月29日（月）午後5時まで
○質問受付期限	平成28年8月29日（月）午後5時まで
○質問回答	平成28年9月1日（木）午後5時まで
○企画提案書等の提出	平成28年9月8日（木）午後5時まで
○プレゼンテーション	平成28年9月13日（火）
○結果通知	平成28年9月16日（金）までに通知
○業務委託契約締結	平成28年9月27日（火）

4 仕様書等の交付

(1) 交付期間

平成28年8月19日（金）から平成28年8月29日（月）午後5時まで

(2) 交付場所

静岡県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<http://www.shizuoka-ki.jp/>) に掲載する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

平成 28 年 8 月 29 日 (月) 午後 5 時まで (郵送の場合は 8 月 29 日午後 5 時必着)

(2) 提出先

上記 1 の(6)のとおり

(3) 提出方法

提出書類は持参、郵送又は電子メールにより提出するものとする。

なお、電子メールによる場合は、送信後直ちに、担当まで受信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書 (様式第 1 号)

イ 会社概要書 (様式第 2 号)

ウ 業務実績書 (様式第 3 号)

※ 過去 3 年間に、他の自治体又は保険者におけるはり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術療養費支給申請書の内容点検業務等を行った実績が確認できる契約書の写し

エ プライバシーマーク登録証の写し

(5) 参加資格の結果通知

平成 28 年 9 月 1 日 (木) までに、参加資格確認結果通知書により通知する。

6 内容等についての質問及び回答

(1) 質問の受付は、平成 28 年 8 月 29 日 (月) 午後 5 時 (必着) までとする。

(2) 質問は、持参、郵送、電子メール又は FAX いずれの方法でも可とし任意の様式とする。ただし、電子メール及び FAX で送信する場合はその旨を電話で連絡すること。

(3) 質問文章には、会社名、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX 番号を併記すること。

(4) 質問に対する回答は、平成 28 年 9 月 1 日 (木) までに、本プロポーザルに参加する全ての者に電子メールで回答する。

7 提案書等の提出

(1) 提出期限

平成 28 年 9 月 8 日（木）午後 5 時まで（郵送の場合は 9 月 8 日午後 5 時必着）

(2) 提出先

上記 1 の(6)のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

(4) 提出書類

ア 提案書（様式第 4 号）

イ 見積書（様式第 5 号）

※ 詳細は別紙 2 のとおり

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部

(6) その他

- ・提案書は、A 4 版用紙縦版、横書き、両面印刷、左綴じで製本すること。ただし、十分な表現のために必要な部分については、この限りではない。
- ・提案書には、提案内容、特筆すべき事項、アピールポイント等をわかりやすく簡潔に記載すること。
- ・正本には、会社印及び代表者印を押印すること。

8 ヒアリングについて

提案書提出後、内容について確認するため、必要に応じてヒアリングを実施する。

9 プレゼンテーション

提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションの日時及び場所

平成 28 年 9 月 13 日（火）

開始時間及び場所については、参加者に別途通知をする。

(2) プレゼンテーションの時間

1 者あたり 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、残り時間を質疑応答）とする。

※ パソコン、プロジェクタ等の機材及び備品を使用する際は、会場のセッティング及び準備時間の調整を行うため、あらかじめ担当まで連絡すること。

(3) 出席者

説明は、提案書の作成者とする。(5名以内)

(4) 使用備品

パソコン、プロジェクタ等の機材及び備品を使用する場合、提案者にて用意すること。

10 選考方法

(1) 選考方法については、提出書及びプレゼンテーションの内容をもとに、本プロポーザル審査委員会において公平かつ客観的な選考を行い、最も評価の高い1者を選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 評価内容については別紙2のとおりとする。

(3) 評価結果は参加者に個別に通知するとともに、全体の評価結果についても他の参加者が特定されない形で公表する。

11 業務委託契約に関する事項

(1) 静岡県後期高齢者医療広域連合プロポーザル審査委員会において、最も評価の高い者を契約予定者とし、業務内容及び金額等について協議の上、随意契約により契約を締結するものとする。最も評価の高い事業者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。ただし、最も評価の高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を契約予定者としてすることとし、また、見積額の最も低い者が2者以上ある時は、当該者のくじ引きにより契約予定者を決定する。

(2) 契約の締結に当たっては、別途契約書を作成する。

(3) 契約保証金は免除する。

12 失格条件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 虚偽の内容が記載された提案書を提出した者

(2) 提案書を指定された方法以外の方法で提出した者

(3) 提出期限内に提案書を提出しなかった者

(4) 指定された様式に適合しない提案書を提出した者

- (5) 指定された機会以外の機会に、審査委員会の委員に対し、提案書の特定に関し直接又は間接を問わず連絡を取ろうとした者
- (6) 暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者

13 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (4) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (5) 提案書等の作成、プレゼンテーション等に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 委託契約及び業務の進め方については、採用となった事業者と別途協議する。
- (7) 審査結果については、公開することができるものとする。